



# 事務局ニュース No.54

佐久市取出町 183 TEL 62-1786

## 新年おめでとう ごさいます



旧年中は事務局一同大変お世話になり誠にありがとうございました。

本年もセンターの発展のため、会員ならびに役員の皆様のご指導ご協力を賜り頑張つてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局職員一同

## 配分金について —再度ご理解を！—

会員の皆様が仕事を請け負った対価として支払われるお金は「配分金」であり、雇用による賃金ではありません。このため配分金から所得税が引かれることは無く、源泉徴収票も出ません。

配分金は「地域の最低賃金に合わせるのが望ましい」ことになっており、毎年業務委員会の協議により改定されますが、最低配分金は必ずしも最低賃金と同額にならないこともあります。年度当初に定められた配分金単価は、1年間変動することは原則的にありません。

## 配分金の確定申告について

会員の皆様に支払われる配分金は、雑所得の取り扱いとなり確定申告が必要です。

令和4年1月1日からの1年間に支払われた配分金収入は、令和5年1月下旬に「配分金支払証明書」として皆様にお送りします。

なお、公的年金等の収入が400万円以下であり、公的年金等以外の所得金額（※収入から必要経費を除いたもの）が20万円以下の場合には、確定申告を不要とする制度もありますが、住民税の申告が必要になる場合もありますので、詳しくはお住まいの市町にお尋ねください。

## マナーを守ろう

よろしくお願いします

発注者からマナーに関するクレームが増えてきています。

「発注者はお客様」「仕事をさせてもらっている」という意識に欠け、横柄な態度や失礼な発言により発注者から就労解除になるケースがあります。

センター全体の評判を落とし、信用を失うこととなりますので、会員一人ひとりがマナー向上を意識し、気持ちの良い就労を心掛けましょう。



## 地域懇談会を開催します

- ◆ 2月 8日 (水) 浅科・望月地区
- ◆ 2月 10日 (木) 中込地区
- ◆ 2月 14日 (火) 佐久穂町地区
- ◆ 2月 22日 (金) 小海町地区
- ◆ 3月 3日 (水) 野沢地区
- ◆ 3月 6日 (月) 浅間・東地区
- ◆ 3月 8日 (火) 臼田地区



※詳細については、後日地域班長さんよりご連絡します。